

【山田町訪問型サービスC事業】のご案内

理学療法士・作業療法士による運動指導

山田町訪問型サービスC事業（短期集中予防サービス）は、理学療法士や作業療法士がご自宅を訪問し、運動機能や生活機能の改善に向けて必要な運動指導等を概ね3か月の短期間で行うサービスです。利用料は無料です。

「足腰が弱くなってつまづきやすい、転びそうで歩くのが心配、外出が減った」等、体力や生活機能に不安のある方、リハビリ専門職の指導を受けていきいきと自立した生活を目指しませんか？

利用できる方	次の①～②を全て満たす方が対象になります。 ①要介護1～5の認定を受けていない方で、運動機能の低下が認められる方。 ②訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、訪問看護、デイサービスを利用していない方。
内 容	理学療法士や作業療法士がご自宅を訪問して、自宅でできる運動指導や生活環境改善のためのアドバイス等を行います。 1回40分。月1回を上限とし3か月間実施します。
日 程	詳しい日程はお申込み後に調整いたします。主治医の許可が得られてからの利用開始になります。
利 用 料	無料
申 込 み	地域包括支援センターまたは担当ケアマネジャーにご相談ください。心身・生活状況を確認させていただいた上でケアプランに基づいて利用開始となります。



＜問合せ先＞
山田町地域包括支援センター
(山田町役場 長寿福祉課内)

☎ 82-3136

